

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「〇〇児童相談所が保有する一時保護所における私と〇〇〇〇との面会記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成24年6月29日付けで行った開示をしない旨の決定は、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人の代理人（以下「代理人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第2項の規定に基づき、開示請求者本人（以下「児童A」という。）の法定代理人として、実施機関に対し平成24年5月1日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「〇〇児童相談所が保有する一時保護所における私と〇〇〇〇との面会記録」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第2項の規定に基づき、平成24年6月29日付けで本件対象保有個人情報の開示をしない旨の決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 代理人は、行政不服審査法に基づき、平成24年7月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年10月31日付けで代理人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年11月27日、実施機関からの意見聴取を行った。

(7) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年5月16日、代理人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 代理人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

(2) 本件処分に係る決定通知書では具体的な理由を記載し、開示請求者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとしており、代理人の主張は不当である。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、児童相談所が保有する一時保護所における代理人と児童Aとの面会記録であり、具体的には、児童Aにかかる面接結果メモに記載された児童Aの個人情報である。

実施機関は、本件対象保有個人情報について条例第17条第2号に該当するとして不開示とする本件処分を行っているので、不開示部分の条例第17条第2号該当性について、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、以下検討する。

(2) 条例第17条第2号該当性について

ア 条例第17条第2号は、「第15条第2項の規定による開示請求に係る本人に関する情報であって、開示することにより、当該本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報としている。そのため、本件対象保有個人情報が条例第17条第2号の不開示情報に該当するというためには、法定代理人である代理人に対して本件対象保有個人情報を開示することによって、児童Aの権利利益を害するおそれがあることが認められなければならない。

そして、本件開示請求は、条例第15条第2項の規定に基づき法定代理人が本人に代わって開示請求をしたものである。かかる場合には、法定代理人の利益と本人の利益が常に一致するとは限らないことに留意する必要があり、また、法定代理人の開示請求権はあくまで子の利益を実現する手段として設けられていることを考慮すれば、児童Aの症状から、本件対象保有個人情報の開示が今後の治療に支障を来したり、児童Aの症状の悪化をもたらすことが予想される場合には、本件対象保有個人情報は、児童Aの権利利益を害するおそれがある情報に該当すると解することが適当である。

ウ 本件対象保有個人情報には、児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

したがって、本件対象保有個人情報については、開示することにより児童Aの権利利益を害するおそれが認められるので、条例第17条第2号の不開示情報に該当する。

(3) 代理人のその他の主張について

ア 代理人は、児童Aに知らせないことを条件に開示するなど柔軟な対応をすべきである旨主張する。

しかし、条例上、実施機関が開示の実施について条件を付する制度は存在せず、实际上も、実施機関において開示された保有個人情報の流通範囲を限定することは不可能であることから、かかる主張は採用し得ない。

イ また、代理人は、過去の開示請求において、平成22年7月5日を除く面会記録は開示されており、本件処分は過去の開示判断に反した恣意的なものである旨主張する。

過去に開示判断がなされた面会記録があったとしても、条例第17条各号の不開示情報該当性は、対象文書ごとに個別具体的に判断されるものであるから、かかる主張は採用しえない。

ウ 代理人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

儀野 弥生、土田 伸也、野崎 正

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 9月13日	諮問を受ける（諮問第74号）
平成24年 9月13日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年11月 1日	代理人から意見書を受理
平成24年11月27日	実施機関からの意見聴取及び審議
平成25年 1月17日	審議
平成25年 5月16日	代理人による意見陳述及び審議
平成25年 7月18日	審議
平成25年 8月 7日	答申

